

国地契第 87 号
国官技第 500 号
国北予第 66 号
令和 2 年 3 月 31 日

各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房
 地方課長
 技術調査課長
北海道局
 予算課長
 (公印省略)

「総価契約単価合意方式の実施について」の一部改正について

「工事請負契約書の制定について」の一部改正について（令和 2 年 3 月 17 日付け国地契第 63 号、国北予第 49 号）により「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）が改正されたことを受け、「総価契約単価合意方式の実施について」（平成 28 年 3 月 14 日付け国地契第 79 号、国官技第 360 号、国北予第 33 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 記 2. (1) 中「第 19 号」を「第 19 号から第 21 号」に改める。
2. 記 2. (2) 中「建築電気設備、通信設備及び受変電設備」を「建築電気設備」に改める。
3. 記 5. (1)①中「第 25 条第 3 項」を「第 26 条第 3 項」に、「第 29 条第 5 項」を「第 30 条第 5 項」に、「第 37 条第 6 項」を「第 38 条第 6 項」に、「第 38 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項」に、「第 24 条第 1 項各号」を「第 25 条第 1 項各号」に、改める。
4. 記 5. (1)②中「第 24 条」を「第 25 条」に改める。

5. 記5.(1)③中「第25条」を「第26条」に改める。
6. 記5.(1)④中「第29条」を「第30条」に、「第24条第1項各号」を「第25条第1項各号」に改める。
7. 記5.(1)⑤中「第37条」を「第38条」に、「第24条第1項各号」を「第25条第1項各号」に改める。
8. 記5.(1)⑥中「第38条」を「第39条」に、「第32条第1項」を「第33条第1項」に、「第24条第1項各号」を「第25条第1項各号」に、「第31条第2項」を「第32条第2項」に改める。
9. 記7.中「第24条」を「第25条」に、「第24条第1項第2号」を「第25条第1項第2号」に改める。
10. 記9.中「第24条」を「第25条」に、「第24条第1項第1号」を「第25条第1項第1号」に改める。
11. 別記様式1中「平成」を「令和」に改める。